④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑤　「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

⑵　証明者が指定確認検査機関の場合

①　「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。

②　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

③　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

④　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

⑶　証明者が登録住宅性能評価機関の場合

①　「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

イ　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。